

障害者政策委員会  
委員長 石川准様

内閣府障害者政策委員会  
委員 石野富志三郎

障害者政策委員会にて現在議論がされております「障害者差別解消法に基づく基本方針（素案）」について、下記の点につき検討を頂きたく、申し入れをいたします。

1. 次回委員会に置いて提示される予定の「基本方針（案）候補版」の作成にあたっては、今回各委員から提案された委員の意見（参考資料と比較し、委員からの意見の採用・不採用の結果とその理由が明確にわかる資料の提供を望みます。
2. 前回会議で特に協議が行われた「差別解消法の枠組み」については、この法律が障害者権利条約の精神を踏まえて立法化されたものであり、日本が同条約に批准するにあたっての必須条件となった経緯を踏まえ、委員の意向も含めた最大限の書きぶりの修正をしてください。
3. 「合理的配慮」の具体的内容や好事例について、人的な支援も含まれることを明確に示し、また仮にその支援に専門的な知識や技術が必要であったとしても、その支援の提供を検討することが、障害者への合理的配慮を考えるうえで必要不可欠であることを明確にしてください。
4. 前回の会議において「合理的配慮の具体例」として示されている、筆談や読み上げ、分かりやすい表現を使つての説明は、専門的な知識を有しない対応方法として示したと事務局より説明されましたが、聴覚障害者の情報アクセスとしては、障害当事者に十分に伝わる方法ではありません。  
本委員会でも、奇しくもこの項目について、情報アクセスに障害のある委員からも指摘がありましたが、意思疎通の部分について専門的なコミュニケーション支援員の設置や手話通訳者・要約筆記者の活用について、ぜひ明記してください。
5. 会議に関する資料の配信時期や当日の会議進行、会議日程の情報提供について、情報アクセスに障害のある当事者に対する配慮を改めて、委員会全体に求めます。  
委員会の内容を理解する高度の知識や技術を持つ手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の確保は容易ではありません。また仮に確保ができたとしても、直前の資料提供では、高度な技術を持つ通訳者であっても十分な情報提供は行えません。  
私たちは障害者の悲願でもあった「差別解消法」を、障害当事者として、十分な理

解と情報を持って審議し、法律に命を吹き込む責務を負っています。その責務を十分に果たせず、仮に参加しても議論についていけないような形での情報提供や会議運営ではなく、どのような障害を持っていても、会議に十分に参加できる体制と運営を委員会と事務局に改めて望みます。

以 上